

キャッシュレス決済対応セミセルフレジ購入仕様書

1 導入機器

- (1) POS システム ①～③各 1 台
 - ① POS レジ端末および POS ソフトウェア
 - ② 職員側ディスプレイ 横型 9.5～17 インチ
 - ③ 利用者側ディスプレイ 横型 9.5～17 インチ
- (2) 自動釣銭機 1 台
- (3) レシートプリンター 1 台 (POS システムと一体型の場合を除く)
- (4) 上記の他に接続に必要な機器一式

2 納入場所

佐野新都市行政サービスセンター (佐野市高萩町 1 3 2 4 番地 1)
イオンモール佐野新都市 2 F フードコート内

3 納入期限

令和 6 年 1 2 月 2 0 日 (金)

4 機能要件等

- (1) POS システム
 - ① 事務手数料の合計額の算出までを職員が行い、利用者が自ら支払方法を選択し、自動釣銭機による現金、または別途調達するキャッシュレス決済端末でクレジットカード、QR コード、電子マネーによる決済で支払うことができること。
 - ② 利用者側ディスプレイに支払い額、預かり金額、釣銭が表示されること。
 - ③ オフライン時も現金であれば支払うことができること。
 - ④ POS レジ端末と別途調達するキャッシュレス決済端末とで金額の二度打ちが発生しないこと。
 - ⑤ POS システムにより集計機能、データの蓄積機能を備え、データを取り出せること。集計機能により事務手数料別、決済種別、決済科目別の集計が可能であること。
 - ⑥ タブによる表示で証明書等を区分して管理ができること。
 - ⑦ 証明書等の登録項目及びタブの追加、変更、削除を容易にできること。
 - ⑧ 無料で取り扱う証明書の集計が可能なこと。
 - ⑨ 入金した情報はいつでも簡単に確認ができ、レジ締め処理は任意のタイミングで行えること。

- ⑩ 利用者が行う支払い方法選択等の操作を、職員側でも行えること。
- ⑪ 指定した内容のレシート発行が可能なこと。
- ⑫ POS システムはクラウド上でのデータ管理が可能なこと。
- ⑬ POS システムは、現金のみ対応の手数料等についてキャッシュレス決済をすることができないよう制御または防止する機能を有すること。
- ⑭ POS システムのバージョンアップはデータ配信により行うことが可能であること。

(2) 自動釣銭機

- ① 支払い請求額に対し、預かり紙幣及び硬貨を入金確認後、釣銭の自動払い出しができること。
- ② レジ締め処理後、釣銭分をレジ内に残し、現金で納付された手数料分のみ出金できること。
- ③ 両替や硬貨の補充が簡単にできること。
- ④ 令和6年7月改刷後の新紙幣及び改版前の旧紙幣のいずれにも対応できる自動釣銭機であること。また、今後新紙幣及び新貨幣が発行された場合は、別途対応できる自動釣銭機であること。

(3) レシートプリンター

- ① POS レジ端末と接続し、指定した内容のレシートが発行できること。
- ② 有線 LAN での接続が可能なこと。
- ③ 用紙幅は 55mm 以上であること。

5 初期設定

- ① 市が用意するインターネット回線に有線接続で POS レジ端末を接続すること。
- ② 50 程度の証明書の項目を POS システムの商品画面に設定すること。
- ③ レシートの印字内容に本市が指定するデザインおよび文字を設定すること。

6 研修

(1) 研修

- ① 機器等の操作研修については、実機を用いて実施すること。
- ② 実施スケジュールや実施方法は、受託者と協議の上で決定する。

(2) 操作マニュアル

POS レジ端末の操作マニュアル、障害発生時の対応マニュアル等を提供

すること。また、マニュアルは常に最新のものを提供すること。

7 納入・設置

(1) 準備作業

本市が示した期限内に円滑に作業を完了させるため、事前に十分に計画・準備を行い、納入・設置作業にあたること。

(2) 納入及び設置作業

調達機器の納入・設置作業の際には、次の事項を遵守し、時間・期間を厳守して速やかに作業を行うこと。

- ① 作業の際は、作業条件のほか、本市の指示に従うこと。
- ② 作業中に施設内の備品等を破損した場合は、受託者の責任において、現状に復旧させること。
- ③ 作業中に事故が発生した場合は、速やかに本市へ連絡し、指示を受けること。
- ④ 納入・設置に関しては、養生を十分に行い、既存施設を損なうことのないようにすること。

(3) その他

準備作業及び搬入に係る費用は見積金額に含めること。

8 守秘義務の遵守

- (1) 本サービスを提供する上で知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (2) 本市が提供する一切のデータ、資料等を本サービス提供以外の目的で使用、複写、複製、または第三者に提供してはならない。

9 その他

- (1) 受託者は、本サービス提供に係る業務の処理を他に委託してはならない。ただし、業務の一部について事前に申請し、本市の承諾を得た場合には、この限りではない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、本市と受託者で協議の上、決定する。

10 参考品

- | | |
|-----------|---------------------------|
| ① POSレジ端末 | 寺岡精工 Web3800T (G3) 15INCH |
| 自動釣銭機 | 富士電機 ECS-777 |

- | | |
|------------|--------------------------|
| ② POSレジ端末 | 東芝テック QT-30T |
| 利用者側ディスプレイ | 東芝テック TFT-QT20-12TW-S |
| 自動釣銭機 | 東芝テック VT-330-KL、VT-330-S |
| レシートプリンター | 東芝テック TR-QT2-UC02W-R |
| ③ POSレジ端末 | ビジコム PC-SeaV15c-W |
| 利用者側ディスプレイ | ビジコム BC-SD10T II-RW |
| 自動釣銭機 | 富士電機 ECS-777 |
| レシートプリンター | ビジコム CT-S253ETJWH-BC1 |